

調整交付金の概要について

調整交付金の概要（案）

- 1 高齢者の医療の確保に関する法律により定められているもの
 - (1) 国は、後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）間の財政を調整するため、広域連合に対して調整交付金を交付する。
 - (2) 調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1/1.2（現役並み所得者以外の療養の給付等に要する費用の額）
- 2 調整交付金の種類及び目的
調整交付金は、「普通調整交付金」及び「特別調整交付金」とする。
 - (1) 普通調整交付金は、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正することを目的として交付する。
 - (2) 特別調整交付金は、災害その他特別な事情がある広域連合に対して交付する。（項目は算定省令）
- 3 普通調整交付金と特別調整交付金の割合
調整交付金総額【負担対象額の1/1.2（8.3%）】のうち、
普通調整交付金4/5、特別調整交付金1/5とする。
- 4 普通調整交付金と特別調整交付金の調整方法
普通調整交付金の総額が、各広域連合に対して交付すべき合計額を超えるときは、その超過額は特別調整交付金の総額に加算し、普通調整交付金の総額が、各広域連合に交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、特別調整交付金の総額を減額する。

5 普通調整対象交付金の算定式（算定のうち保険料で賄うべき費用）から、
 調整対象収入額の算定式（給付者が財力が保険料に充当して徴収すべき費用）
 調整対象収入額を控除した額とする。 = 調整対象需要額 - 調整対象収入額
 普通調整対象交付金の算定式（算定のうち保険料で賄うべき費用）から、
 調整対象収入額の算定式（給付者が財力が保険料に充当して徴収すべき費用）

○ 調整対象需要額

$$\frac{\text{現役並み所得者以外の給付費}}{\text{現役並み所得者の給付費}} \times \left(\frac{1}{12} + \frac{1}{10} \right) + \text{特定費用の額} \times \frac{1}{10} \times \text{調整係数}$$

○ 調整対象収入額

$$\frac{\text{応益保険料}}{\text{応能保険料}} \times \left[\frac{\text{給付費} \times 5\% + \text{給付費} \times 5\% \times \text{所得係数}}{\text{応能保険料}} \right] \times \text{調整係数}$$

- ・ 調整係数 $\frac{\text{負担対象額} \times (1/12 + 1/10) + \text{特定費用の額} \times 1/10 - \text{特調総額} - \text{高額公費負担}}{\text{負担対象額} \times (1/12 + 1/10) + \text{特定費用の額} \times 1/10} \times \text{補正係数}$
- ・ 補正係数 調整交付金総額を負担対象額の1/12に調整する係数
- ・ 所得係数 各広域連合1人当たり所得 / 全国平均1人当たり所得

- 6 特別調整等による交付金の内容
- ① 災害による交付金の減免がある場合
 - ② 災害による交付金の減免がある場合
 - ③ 流行病・特殊被爆者による交付金の減免がある場合
 - ④ 地域被爆者による交付金の減免がある場合
 - ⑤ 原爆被爆者による交付金の減免がある場合
 - ⑥ 原爆被爆者による交付金の減免がある場合
 - ⑦ 療養・精神の他の特別調整等による交付金の減免がある場合
 - ⑧ 結核の他の特別調整等による交付金の減免がある場合
 - ⑨ その他